

郡山市立学校教科用図書採択取扱要綱

平成13年4月1日制定
平成31年4月1日一部改正
[学校教育部学校教育推進課]

(目的)

第1条 この要綱は、郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う郡山市立小学校、中学校及び義務教育学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択について、公正かつ適正な実施を図ることを目的とする。

(教科用図書採択地区選定委員会)

第2条 教科用図書の選定についての意見を聴取するため、郡山市立学校教科用図書採択地区選定委員会（以下「採択地区選定委員会」という。）を置く。

(教科用図書の採択)

第3条 教育委員会は、学校において使用する教科用図書を採択しようとする場合は、採択地区選定委員会の意見を聴取した後に、教科用図書の採択を行うものとする。

第4条 採択地区選定委員会は、委員12人以内をもって組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭及び教諭
 - (2) 教育に関し学識経験を有する者、保護者代表等
- 2 採択地区選定委員会に座長を置き、委員の中から互選により選出する。
 - 3 採択地区選定委員会の会議は、教育長が招集する。会議は座長が進行する。
 - 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する者がその会議を進行する。

(教科用図書研究委員会)

第5条 教科用図書に関し専門の事項を研究させるため必要があるときは、教科用図書研究委員会（以下「研究委員会」という。）を置く。

- 2 研究委員会は、学校において使用する教科用図書について教科ごとに研究をし、それらを資料として取りまとめ採択地区選定委員会に提示する。

第6条 教科用図書の採択に直接の利害を有する者は、採択地区選定委員会の委員又は研究委員会の研究委員（以下「委員等」という。）となることができない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。